

豊山町特別職報酬等審議会 会議録

日 時	平成24年2月1日（水） 午前10時から午前11時まで		
場 所	豊山町役場4階 委員会室		
出席者		氏 名	氏 名
	委 員	安 藤 茂 市	岡 島 敬 司
		河 村 君 枝	小 坂 芳 則
		細 野 清	宮 崎 博 也
		安 井 美 千 夫	
	事務局	鈴木 幸育（町長）	長縄 松仁（総務部長）
林 真吾（総務・防災係 主任）		佐藤 美樹（総務・防災係 主事）	
欠 席 者	な し		
発 言 者	議 事		
総務課長	<p>お待たせいたしました。</p> <p>ただ今から、豊山町特別職報酬等審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、公私とも大変お忙しいなか、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>申し遅れましたが、私、今回の司会進行を務めさせていただきます総務課長の安藤と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>本日は、初会合ですので、ただ今から、委員の皆様には辞令の交付を行いますので、自席でそのままお待ちください。</p> <p style="text-align: center;">（辞令伝達）</p>		
総務課長	<p>ここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元に委員の名簿がございますが、こちらの名簿順にご紹介させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>最初に、安藤委員でございます。岡島委員でございます。奥村委員でございます。河村委員でございます。小坂委員でございます。白倉委員でございます。細野委員でございます。宮崎委員でございます。村瀬委員でございます。安井委員でございます。</p> <p>次に、町側の出席者の紹介をさせていただきます。</p> <p>鈴木町長でございます。長縄総務部長でございます。林総務・防災係主任でございます。佐藤総務・防災係主事でございます。</p> <p>それでは、ここで町長からごあいさつを申し上げます。</p>		

町長	<p>おはようございます。今日は一段と寒い中、この委員会室にご参集賜りまして、ありがとうございます。</p> <p>平素は、町行政推進につきましてご支援、ご協力を賜っておりまして重ねてお礼申し上げます。</p> <p>本日は、特別職報酬等審議会を開催いたしましたところ、ご多忙にもかかわらずご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、当審議会の委員就任をお願いしましたところ、快くお引き受けいただきまして、重ねて厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、本町の特別職、議員の報酬につきましては、本審議会の開催結果に基づき、平成20年4月から現在の額を適用いたしております。</p> <p>本日の諮問内容につきましては、特別職の月額改定の有無等につきまして、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、最終的な答申をいただきたいと思っております。</p> <p>限られた時間ではございますが、十分にご検討いただきますよう、どうかよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
総務課長	<p>それでは審議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。まず、机に用意させていただきました本日の次第1枚、委員名簿1枚、審議会条例1枚、それから事前にお渡ししております資料1から4をまとめたものが1部となっております。</p> <p>落丁等、万一不足しているものがありましたら、その場でお申し出ください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
総務課長	<p>それでは、最初に、審議会条例の概要等について説明をさせていただきます。</p>
総務・防災係主任	<p>それでは、お配りしております豊山町特別職報酬等審議会条例をご覧ください。</p> <p>まず、第1条の内容につきましては、議員報酬を始め、町長、副町長の給与を審議するため、本審議会を置くものでございます。</p> <p>第2条につきましては、その内容として議員の報酬並びに町長、副町長の給料の額を議会に提出するときは、審議会の意見を聞くものとしております。</p> <p>第3条では、委員の構成は10名以内とし、また町内の公共的団体等の代表者及びその他住民の方から必要のつど任命し、この審議会が終了しましたら解任、ということになります。</p> <p>第4条以下につきましては、会長の選出方法及び会議の招集等でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

総務・ 防災係 主任	<p>なお、本日の会議の会議録につきましては、発言者の氏名を除いて公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日の会議につきましては、守秘義務がございますので、他言はご遠慮くださいますよう、よろしくお願い致します。</p>
総務課長	<p>次に議題に入ります前に、ただ今ご説明いたしましたように、豊山町特別職報酬等審議会条例第5条に規定されていますが、会議の成立には委員の過半数の出席が必要となっております。</p> <p>ただ今の出席委員数は10名中10名全員出席ですので、会議は成立しておりますので、報告させていただきます。</p> <p>次に、条例第4条の規定に基づきまして、会長の選任をお願いしたいと思っております。</p> <p>会長の選任につきましては、委員の互選となっております。どのようにお取り計らいさせていただければよろしいでしょうか。</p>
A委員	推薦でもよろしいのでしょうか。
総務課長	はい、結構です。
A委員	B委員にお願いできたらどうかと思いますが。
総務課長	ただ今、A委員からB委員を会長に、というご推薦の言葉がございましたが、皆様いかがでしょうか。
	(異議なしの声)
総務課長	<p>それでは、B委員さんに会長をお願いするということでB委員さんは、会長席に移動をお願いします。</p> <p>(B委員が会長席に着席)</p> <p>それでは、誠に恐縮ですが、会長からご挨拶をいただきたいと思っております。</p>
会 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただ今、会長に推薦いただきました、〇〇〇〇をしております〇〇と申します。</p> <p>今日は、皆様には寒い中、豊山町の報酬等審議会ということで、色々な思いでご出席されていることと思いますが、十分に忌憚のない意見を交わし、微力ながら本審議会を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力の程お願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
総務課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、町長からB会長に特別職の報酬等の額の改定につきまして、諮問書をお渡しいたします。</p>
	<p>(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡す。</p> <p>その後、事務局から各委員に諮問書の写しを配布する。)</p>
総務課長	ここで、諮問案について、ご説明をさせていただきます。

<p>総務・防災係主任</p>	<p>昨年度までの諮問案は、具体的な月額を提示しておりませんでした。今年度につきましては、町長をはじめ各特別職における改定後の月額を諮問案として提示させていただきました。</p> <p>この金額は、人事院勧告における過去3年間の一般職の改定率を踏まえ、特別職におきましても一般職と同様の見直しが必要であると考え、今回、報酬等の引き下げを行うものです。</p> <p>なお、施行期日につきましては、平成24年4月1日といたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>総務課長</p>	<p>ここで、町長は所用のため一時退席させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>(町長退席)</p> <p>それでは、報酬等について審議をお願いいたしますが、議事の取り回しにつきましては、会長にお願いしたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、ただ今から議事を進行させていただきます。</p> <p>まずは、事前資料1から4番までの概要につきまして、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>総務・防災係主任</p>	<p>では、事前にお配りしております資料の1から4をご覧ください。内容を簡単にご説明させていただきます。</p> <p>まず、資料1をご覧ください。資料1につきましては、一般職給料改定率に基づく参考月額の資料でございます。</p> <p>今回改定しました参考月額は、過去3年間の人事院勧告における一般職の給与改定率の合計を用いて算出しております。</p> <p>この3ヵ年分の改定率、△0.5%につきましては、民間給与と国家公務員全体との格差に基づく改定率とは別で、あくまで国家公務員のうち一般職の職員と民間給与との格差に基づく改定率ですので、ご注意願います。</p> <p>なお、現在の月額につきましては、職員の給与改定率を算出基礎として改正し、平成20年度から今現在の金額が適用されております。</p> <p>参考までに申し上げますと、現在の月額につきましては、町長834,000円、副町長689,000円、議長379,000円、副議長304,000円、議員284,000円となっております。</p> <p>見直し後の参考月額につきましては、町長が829,000円で5,000円の減額、副町長が685,000円で4,000円の減額、議長が377,000円で2,000円の減額、副議長が302,000円で2,000円の減額、議員が282,000円で2,000円の減額となっております。</p>

<p>総務・防 災係 主任</p>	<p>続きまして、資料2をご覧ください。</p> <p>資料2につきましては、昭和64年1月1日適用の月額から今回までの特別職、議員の改定額の一覧表となっております、最新の改定実績は平成20年4月1日現在のものとなっております。</p> <p>なお、改定率につきましては、実際の数字の改定率となっております。</p> <p>続きまして、資料3をご覧ください。</p> <p>資料3につきましては、尾張管内には豊山町を始めとして、扶桑町まで5町ありますが、それら町の特別職、議員の給料月額、報酬月額、議員定数、人口の平成23年4月1日現在の状況一覧表でございます。</p> <p>なお、平成23年4月1日現在の資料ということで、1月4日に市制施行いたしました長久手市につきましても、本年度までは比較の対象とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>比較の結果、町長の給料月額は、最大900,000円から最小834,000円となっております、66,000円の差がございます。</p> <p>なお、副町長では28,000円、議長では35,000円、副議長では30,000円、議員では23,000円の差がございます。</p> <p>最後に、資料4をご覧ください。</p> <p>資料4につきましては、特別職、議員の年収額の一覧表となっております。</p> <p>期末手当につきましては、今年度の人事院勧告において、期末手当の期間率は一般職、特別職等とも据え置きとなりました。この結果を踏まえまして、本町におきましても一般職、特別職ともに期末手当の期間率を据え置いております。</p> <p>以上、簡単でございますが、資料1から4の説明を終わります。ありがとうございました。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局のほうから説明がございましたけれども、これから皆様に審議をしていただきたいと思っておりますので、ご質問なり、ご意見がある方につきましては、挙手をしていただきましてご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
<p>C 委 員</p>	<p>資料1の一般職給料改定率について、各年度の改定率は平成21年度が△0.2%、平成22年度が△0.1%、平成23年度が△0.2%とありますが、これは実際に豊山町の一般職の方の改定がこの率で行われたということでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局のほうから。</p>

<p>総務・ 防災係 主任</p>	<p>資料1をご覧ください。 こちらには平成21年度～23年度の3ヶ年の改定率が△0.5%と記載されていますが、こちらは豊山町職員に係る率ではございません。人事院勧告における一般職のそれぞれ（の年度の）平均改定率を計上しております。平成21年度ですと、人事院勧告で出されました一般職の平均改定率△0.2%、という形でそれぞれ3カ年分を足したものでございますので、あくまで国に準拠するという形で今回は計上しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、私の理解の中では、単年度では特別職については額的な改定率が少なかったもので、今年度は3カ年分まとめて0.5%下げるという経過と私としては理解しております。そういったことでよろしいでしょうか。</p>
<p>総務・ 防災係 主任</p>	<p>はい。私の方から補足をさせていただきますが、各市町の職員構成は当然異なりますので、各市町村で改定率も異なってまいります。その辺も踏まえまして、やはり人事院勧告準拠というベースがありますので、あくまで国家公務員の一般職の平均改定率を出させていただきました。よろしくお願い致します。</p>
<p>会 長</p>	<p>特別職については今回そういったことで、まとめてという風でご了承いただくということで・・・よろしいでしょうか。</p>
<p>総務部長</p>	<p>実はですね、先ほどのお話で平成20年度から改定していなかったということで、経過について新しい委員さんもおみえになりますので、補足させていただきます。</p> <p>従来、報酬等審議会につきましては資料2を見ていただきますと、昭和64年から開催され、平成20年まで改定の経過が載っております。従来はずっと右肩上がり報酬等が上がってきた経緯があって、平成20年に初めて1,000円の減額をさせていただいた状況でございます。ご承知のように、経済状況も含め、公務員は今現在非常に厳しい状況にあり、公務員給与も下がってきまして、その状況に合わせて平成20年に初めて減額をさせていただいたということでございます。</p> <p>その時は、1,000円という額で非常に小さな下げ幅だったものから、議会でその金額について「いかななものか」というご意見がございました。</p> <p>従来は5,000円以上の額改定の場合に報酬等審議会を開催して、今回のように諮問・答申という形でお願いしていたのですが、議会で報酬等審議会は改定の有無に関わらず毎年開催するべきである、というご意見をいただきまして、それ以後ここ3年、改定が見送りでも審議会を開催させていただき、結果として改定率は0ということでした。</p>

総務部長	<p>今年度の改定率の調整につきましては、3年間、改定を据え置いたものですから、その合計として△0.5%ということで、その合計を掛けさせていただいた結果として今回お願いした5,000円とか2,000円という改定額がでてまいります。</p> <p>新しい方がおみえになりますので、少しだけ経過を説明させていただきました。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>あと他にご意見等ございましたら、よろしく願いします。</p>
D 委 員	<p>今のご説明、それから先程の説明の中で、基礎になる率に対しては人事院勧告のものをお使いになる、と。</p> <p>過去、昭和64年以降、平成20年までの改定率がありますけれども、この考え方はずっと踏襲されたもので、過去から運用されているということでしょうか。</p> <p>また、それに対して各改定率という具体的数字を掛けるということでしょうか。</p>
会 長	<p>ただ今のご質問は、人事院勧告で出された改定率を掛けるという考え方が過去から変わっていないか、ということでしょうか。</p>
総務部長	<p>基本的にはD委員さんのおっしゃった原理は変えておりません。従来どおりの考え方でやっております。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。従来から人事院勧告に基づく改定率を用いている、ということ。</p> <p>他にご意見がございましたら。</p>
A 委 員	<p>今の考え方は、過去から変えていない、と。だいたい今の考え方で各市町も改定をやっておられるのでしょうか。</p>
会 長	<p>では、事務局から。</p>
総務部長	<p>昨今、どの市町も報酬等審議会を開催されていまして、新聞等でも掲載されています。概ね、名古屋市については市長さんの考え方もありまして異なりますが、どこの市町も基本的には人事院勧告に基づいてやられています。</p> <p>例えば、春日井市について記事がございますが、1月25日に報酬等審議会を開催しまして、2,000円から3,000円ぐらいの幅で減額すると大きく記事に載っています。また、江南市については減額というのは初めてということです。北名古屋市も市制施行後初の引下げ答申ということでした。</p>

総務部長	<p>先程担当からも説明いたしました、月例給も下がってまいりましたので、基本的には下げる答申がなされているようです。金額についても、当然基になる数字が違って下げている場合もありますが、基本的には金額を下げる答申がなされています。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
A 委 員	<p>今までは3年間改定が行われなかったということで、今年度は示された改定率をもとにして勧告を3年分まとめた形で諮問されています。勧告は多分毎年あると思いますが、今年度からは3年分まとめるということで、今後もそれに倣って減額するというのでしょうか。</p>
会 長	<p>では、事務局から。</p>
総務部長	<p>私、説明が悪くて申し訳ありません。実は先程申しましたのは、議会の方には答申をしてもしなくても、減額だろうが増額だろうが、毎年報酬等審議会を開催するという説明をさせていただいています。それ以来開催をしまして、3年間は据え置いたということです。報酬等審議会については毎年やっただいております。金額の増減は関係無しに。</p> <p>ただ、あまりに改定額が少額の場合、平成20年の時に「据え置いたらどうか」というご意見もあったものですから、3年間は据え置いた、と。改定率は△0.2%や△0.1%と少額だったものですから、3年間据え置かせていただいた、ということです。</p> <p>先程担当が説明しましたように、過去3年間は今回のような金額を提示しての諮問をしませんでした。その結果、「据え置く」という答申をいただいたものですから、今回についてはその3年間分を足した形で、5,000円、4,000円、2,000円という形で諮問しました。</p> <p>従来は、金額無しで諮問させていただいて、なおかつ、答申も「据え置く」というような流れでした。今回については、諮問そのものの金額がある程度まとまってまいりましたので、お願いしますということです。</p> <p>今回の答申はどうなるかわかりませんが、そういうわけでございますので、よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>一応、報酬等審議会としては毎年開催する、ということです。その中で改定額というものがあるのですが、金額が少なかったということで、そのまま継続され、3年の中で△0.5%となったので、今年度は金額があがってきた。同じ説明になるかもしれませんが、報酬審は毎年やる、ということで理解をお願いします。</p> <p>他のご意見はよろしいでしょうか。</p>

会 長	今、皆様から色々ご意見いただきまして、例えば据え置きであるとか、さらに減額であるとか、上げるであるとか、そういった文言は今の所無いような感じでしたが、そういった形でよろしければ、何かご指摘がありましたら。
E 委員	豊山町の年収というか、収入は横ばいだと思うんですね。大きく上がったり下がったりはしていないと聞いています。そういう中で、こういう形で減額をするということについて、私は賛成です。
C 委員	人事院勧告の改定率というのは、やはり国全体の1つの経済情勢などを見据えて反映させた考え方から決められたものだと思うんですけども、豊山町が例外か、というとは決してそうではありません。率の大きい、小さいは議論があるところと思いますが、基本的には人事院勧告を考慮した決め方が必要なのかな、と感じます。 ですから、今厳しい情勢というのにまだ変わりはありませんので、今回の減額という姿勢は適切な対応かな、と私は思います。
会 長	はい、ありがとうございました。他に、よろしいでしょうか。 それでは、積極的に皆様から「現状はどうだ」、「他の所はどうか」、というお話がございました。 今、C委員が言われましたように、経済情勢でありますとか、例えば職員の減額に伴って、一般・特別職というものがあると思いますが、豊山町さんの一般職の方と同様に特別職も減額をするという考え方があります。 町長様から諮問がございましたが、もしよろしければ、こちらの内容でまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
会 長	皆様、ありがとうございました。 それでは、先程町長様から諮問がありましたことに対して当審議会として答申書をお渡ししたいと考えておりますので、事務局の方で準備をお願いいたします。
	(事務局 答申書の作成)
	(町長再出席)
総務課長	それでは、特別職の報酬等に関する諮問に対して、豊山町特別職報酬等審議会の答申書をこれからお渡しします。
	(答申書を朗読し、町長に手渡す。事務局から各委員に写を配布する。)
会 長	それでは、議題の中の「その他」に入りたいと思います。事務局、何かありましたらお願いします。
総務部長	特にございませぬ。
会 長	委員の皆様、何かございますでしょうか。
	(特になし)

会 長	<p>それでは、これで当審議会の審議は全て終了しましたので、会長の任を下りることとさせていただきます。</p> <p>皆様、ご協力ありがとうございました。</p>
総務課長	<p>大変長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。</p> <p>ここで、町長からお礼の挨拶を申し上げます。</p>
町 長	<p>皆様には長時間にわたりまして、特別職報酬等の額の改定に関してご審議を賜りました。大変厚く御礼申し上げます。</p> <p>ただ今、答申をいただきました内容によりまして、私共もこの3月議会で町としてご指導賜りたい、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>長時間、ありがとうございました。</p>
総務課長	<p>それでは、これで解散とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>